

平成24年4月25日

岩手県知事 達増拓也 様

本県に高レベル放射性物質を持ち込まないこと・また本県を
高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないための質問・要望書

【申し入れ団体】

三陸の海を放射能から守る岩手の会（盛岡市）

岩手有機農業研究会（岩手県）

イーハトーブ雫石を守る会世話人会（雫石町）

無 限 洞（盛岡市）

岩手県民の生命財産と健康で文化的な生活のため日頃ご尽力頂き敬意を表します。

全国の人々へ安全安心な食材を供給してきた本県の農水産物が福島第一原発事故による放出放射性物質により残念ながら汚染が見受けられるようになってしまいました。私たちの生命・生活の環境がもうこれ以上放射性物質で汚染されないよう最大限のご尽力を賜りたく、以下質問と要望をいたします。

なお質問事項につきましては 5月25日までご回答をお願いいたします。

1. 質問事項

国際リニアコライダー（以下ILC）計画について

「岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画 参考資料」（岩手県復興局 H23年8月）p49に TOHOKU 国際科学技術研究特区として「国際素粒子・エネルギー研究ゾーン、国際海洋研究ゾーン、国際防災研究ゾーン」があげられています。この中の「国際素粒子・エネルギー研究ゾーン」では ILC を誘致するとされ、その中核となる「国際素粒子・エネルギー研究所」の研究内容として「新エネルギー研究拠点、素粒子物理・物質生命科学研究拠点、国際先端医療拠点」の3拠点が上げられておりそのうち「新エネルギー研究拠点」として ・超伝導加速器による未臨界（ADS R）・放射性廃棄物処理研究 の2つが上げられていました。このことについて質問いたします。

質問事項	岩手県の回答	コメントなど
<p>質問1) 超伝導加速器による未臨界(ADSR)とは具体的にどのような研究ですか。</p>	<p>政推第40号平成24年5月22日 三陸の海を放射能から守る岩手の会 岩手有機農業研究会 イーハトーブ雫石を守る世話人会 無限洞 様</p> <p>岩手県知事達増拓也 公印押印</p> <p>国際リニアコライダーに関する質問について(回答) 平成24年4月25日付けで提出のありました「本県に高レベル放射性物質を持ち込ませないこと・また本県を高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないための質問書」について、別紙のとおり回答いたします。</p> <p>担当 政策地域部施策推進室 特命課長 細越(ほそごえ) 電話 019-629-5217 E-mail t-hosogoe@pref.iwate.jp</p> <p>質問1の回答:原子炉の放射性廃棄物は、そのままでは数万年から数十万年の間、放射能を出し続けます。ADSR(Accelerator Driven Subcritical Reactor:加速器駆動未臨界炉)は、その期間を百年から数百年と、1/100程度に縮めるための研究を行う原子炉の一種です。</p>	<p>質問状の期限は5月25日であったが、その前に回答が届いた。</p> <p>岩手県達増拓也知事名と公印が押されており県の最高責任者からの正式回答として受け止めることができる。</p> <p>【質問1と2】 ADSRを未臨界「炉」と回答しています。これは核分裂を臨界に達させない「原子炉」と解釈できます。ということは核燃料を原子炉に装荷することになります。</p> <p>その装荷核燃料を放射性廃棄物で代換えしようとする研究のようです。研究内容として発生する</p>

	<p>技術的には中性子を廃棄物に吸収させて元素変換を行います。その中性子の発生を加速器を用いて行うものを加速器駆動型と言い、加速器で加速した陽子線をターゲットに照射して核破碎反応を起こし、それによって生成された中性子を臨界量に達しない核燃料を装荷した原子炉に照射することにより核分裂反応を起こし、エネルギーを得ます。</p> <p>中性子発生用に用いる部分の加速器技術という観点では、ILC計画や他の加速器研究と共通の土台を有しますが、ILCが宇宙・素粒子の研究であるのに対し、ADSRは原子炉の廃棄物の放射能半減期の短縮が目的であり、研究機関や研究分野は異なります。</p>	<p>核分裂エネルギーを利用する研究と長半減期の放射性廃棄物を短半減期のものに変換させる研究の二つがあるようです。</p> <p>核分裂させるための中性子はILCで加速した陽子をターゲット物質に照射し発生させます。</p> <p>回答の終わりに「ADSRは原子炉の廃棄物の放射能半減期の短縮が目的であり、研究機関や研究分野は異なります。」とあるが「やらない」とは書かれていない。研究機関が異なっても、ILCという特殊な装置は研究者や研究機関に開放されるものでありあいまいのままにしておくわけにはいきません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜADSR未臨界炉を未臨界と表示したのか ・地下に原子炉が出現すること ・高レベル廃棄物の持ち込み ・放射性廃棄物を分離し中性子により都合よく短半減期のものに変換できることもあるのではないか ・新たに長半減期のものができることもあるのではないか ・そもそも高レベル放射能を人が管理できるのだろうか ・新たな廃棄物を生み出すのではないかなど ・周辺が放射化され汚染されるのではないかなど <p>疑問が湧いてきます。</p>
<p>質問2)放射性廃棄物処理研究とは具体的に何をどのように研究するのですか。</p>	<p>質問2の回答：ADSRは、長寿命放射線核種を安定核種又は短寿命核種に核変換することを目的に研究が進められており、それを指して「放射性廃棄物処理研究」と記述したものです。</p>	
<p>質問3)・超伝導加速器による未臨界(ADSR)・放射性廃棄物処理研究この2つの研究項目はいつ、どの</p>	<p>質問3の回答：「TOHOKU国際科学技術研究特区」構想の中で加速器活用の可能性のある研究分野の一つと</p>	<p>【質問3・質問4】</p> <p>「未臨界(炉を意図的にはずした?)と放射性廃棄</p>

<p>ような意図・経緯で計画に組み込まれたのですか。</p> <p>質問4) ILC 建設後運用は 20 年と記載されています。この運用期間が終了した場合</p> <p>その地下空洞の活用計画はどうなっていますか。</p> <p>質問5) ILC へ放射性廃棄物を持ち込まないこと。ILC 運用終了後地下跡地やさらに深部を放射性廃棄物の最終処分場に転用しないこと。この2点について国・事業主体と文書確約をするつもりはありませんか。「ない」場合はその理由をお答え下さい。(質問は以上です)</p>	<p>して記述したものです。二つの研究は、本県が誘致を進めている ILC による素粒子物理研究とは関係がなく、研究施設の誘致も目指しているものではありません。</p> <p>質問4の回答: ILC 運用終了後の地下空洞の活用計画は、現時点では未定とされています。</p> <p>質問5の回答: 核廃棄物の最終処分場に転用する考えはありません。現時点では ILC 計画の事業主体が未定ですが、「文書確約」等についても、例えば「立地協定」などを結ぶ際には、要望の趣旨が十分反映されるよう検討したいと考えています。</p>	<p>物処理研究は、ILC を活用して研究できる可能性のある分野として記述した」「この研究は本県が誘致している素粒子物理研究とは関係がなく、研究施設の誘致を目指していない」との回答でした。ではなぜ国際素粒子・エネルギー研究ゾーンの三内容として上げ、書き加えるのだろうか。これは、素粒子物理研究が終了し経費負担諸国との契約が切れる20年後浮上することを見込んでのことではないのだろうか。質問4の回答は ILC 運用後の跡地利用は「未定」とされています。</p> <p>建設費を8000億円もかけてその後の計画がないとは非常に奇妙に思えます。</p> <p>【質問5】</p> <p>県知事から「跡地を核廃棄物の最終処分場にすることを考えはない」との確認がとれたことは、一安心。「文書確認等について、立地協定などに反映したい」とのことです。ただ、処分地を探しまわっている強引な国相手でありこれだけではまだ不安が残ります。しかし「放射性廃棄物を持ち込まないこと」に関しては回答に触れていません、これはそこは容認する意図が伺えます。それならそうと、情報公開すべきであり、このまま曖昧にしてはおけない問題です。</p> <p>以上 (コメント: 永田文夫)</p>
--	---	---

2. 要望書

2008年12月25日県内11市民団体により「県土を放射能汚染から守るための要望書」を達増知事宛へ提出いたしました。その際瀬川環境部長（当時）から「本県に核廃棄物の最終処分場を受け入れる考えはない」と明快な回答をいただきました。しかし、今回東日本大震災津波復興基本計画 ILC 計画の事業主体は高エネルギー加速器研究機構 KEK と原子力研究開発機構 JAEA の一組織 J-PARC センターらしいことがわかりました。

JAEA は地層処分研究開発部門を抱えており、高レベル廃棄物の最終処分場の候補地を探している原子力環境整備機構 NUMO と密接な関係にあることがわかっています。青森県での高レベルガラス固化体の中間貯蔵期限は 50 年になっており国は最終処分地を探しまわっており、あらゆる手段を講じようとしています。加えて ILC 誘致計画中に放射性廃棄物処理研究に関し具体的に書かれており、私たちは非常に危惧の念を持って本計画を受け止めております。

藤村修官房長官は 4 月 5 日の記者会見で、定期検査により停止中の原発の再稼働に関し、「法律などの枠組みで同意が義務付けられているわけではない」と述べ、地元の同意は必ずしも前提条件にならないとの認識を示しました。このことは最終処分場についても地元同意が不要ということの意味するのではないのでしょうか。

以上の理由とともに、未来永劫この美しい県土を放射性物質でこれ以上汚染させることのないよう ILC 建設計画段階で以下の事項を強く要望いたします。

要望 1) ILC には放射性廃棄物を持ち込まないこと

要望 2) ILC 跡地は放射性廃棄物の最終処分場にしないこと

要望 3) 以上の要望について国・ILC 事業主体と文書で確認し県民に公表すること

以 上

連絡先 三陸の海を放射能から守る岩手の会

世話人 永田文夫

住所 盛岡市山岸6-36-8

電話・fax 019-661-1002

